

地域農業構造転換支援対策のうち 新規就農者チャレンジ事業

【令和8年度予算概算決定額 2,920百万円の内数】

〔令和7年度補正予算額 12,856百万円の内数〕

<対策のポイント>

地域農業の構造転換に向けて、**新規就農者が早期に経営発展**するために必要な**農業用機械・施設の導入等の取組**を支援します。

<事業目標> [2030年まで]

○担い手への農地集積率 7割 ○販売金額に占める担い手のシェア 9割

<事業の内容>

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む**新規就農者**に対し、**農業用機械・施設の導入等の取組**を支援します。

【対象者】

認定新規就農者（独立・自営就農時の年齢が65歳未満）

【対象となる取組】

- 農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）
- 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去
- 家畜の導入
- 果樹・茶の新植・改植
- 農業用機械のリース導入 など

【支援額】

国費上限：個人1,500万円 法人3,000万円

【補助率】

購入：3/10以内 リース：定額（取得額相当の3/7）

（対象地区）

営農地が属する地域計画が、以下の①若しくは②の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実である必要があります。

① 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）

② 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する

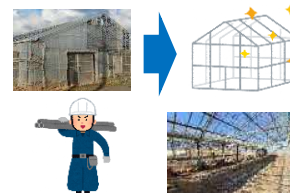
<事業イメージ>

機械・施設等の導入



機械・施設、家畜、苗木等の購入費

経営資源の有効利用



機械・施設等の修繕・移設・撤去費

農業用機械のリース



農業用機械のリース費

<主な要件>

- 青年等就農計画の認定を受けていること
- 地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- 経営開始資金との同時受給は不可（資金受給終了後は活用可能）

<成果目標（事業実施年度の翌々年度の目標）>

以下のうち、いずれか1つの成果目標を選択して取り組む必要があります。

- 経営面積の3割以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大（付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費）
- 労働生産性3%以上の向上（労働生産性 = 付加価値額 ÷ 総労働時間（又は労働人数））

<事業の流れ>

